

令和6年第12回
曾於市農業委員會總會議事録

令和6年12月20日
曾於市農業委員會

第12回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和6年12月20日（金） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	〇〇〇〇〇	2番	〇〇〇〇〇	3番	〇〇〇〇〇
4番	〇〇〇〇〇	5番	〇〇〇〇〇	6番	〇〇〇〇〇
7番	〇〇〇〇〇	8番	〇〇〇〇〇	9番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番		12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員 11番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 18番 〇〇〇〇〇、19番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和6年12月20日（金） 午前10時25分

令和6年第12回曾於市農業委員会総会日程

令和6年12月20日（金）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第109号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第110号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画
の変更申請について

議案第111号 農地法第4条による許可申請について

議案第112号 農地法第5条による許可申請について

議案第113号 農用地等のあっせんについて

議案第114号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第115号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第116号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年2月
28日始期分）

議案第117号 農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定について

(2) 報告

報告第12号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年第12回曾於市農業委員会総会

令和6年12月20日（金） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。11月、12月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第12回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。18番○○○○○委員、19番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第109号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○4番委員（○○○○○）

末吉107号について、12月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の現住所が末吉町諏訪方となっておりますが、申請地の隣接地に一般住宅を建築する予定であり、取得後は、自宅の隣の畑となります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉108号について、12月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は、会社員で大隅町の○○○○○に勤務しており農業経験はありませんが、申請地隣の○○○○○さんから農業機械は借りるといことです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

末吉109号について、12月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、サカキを植栽される予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

末吉110号について、12月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

大隅111号について、12月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は、今回取得する農地の隣接地に一般住宅を建てる予定です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部112号について、12月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は他人ですが、渡人は、独り身で今回財産の処分をしようと身内に相談したところ、農地の引き受け手がな

く、今まで4、5年許可を得ず相対で耕作していた受人にもらってもらえないか相談があり、今回に至ったとのことでした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜が作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第109号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第110号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○4番委員（○○○○○）

末吉37号について、12月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんと現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、鶴木自治会内の非農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に原野化しており、非農地通知書が発出されていることから確実と思われます。位置は非農地に該当します。計画面積として、申請面積220㎡は既に原野化しており適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下することから適当と思われます。被害防除は、特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は非農地であり、周囲を畑に囲まれているが生産性も低く農業には適さない土地であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○2番委員（○○○○○）

財部38号について、12月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんと現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、金丸自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が川を挟んで山林と田、南が山林、北が田と山林です。目的実現の確実性は、杉苗木を植林する具体的計画があり確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、全体面積4,711㎡に杉苗木1,000本を植林する計画で、周囲の状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下で適当と思われます。被害防除は、申請地を現状のまま利用し、植林の際は緩衝地を設けるため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農振除外後は第2種農地のその他の農地に該当します。申請地の北西側には水田がありますが、申請地は日当たりが悪く、水路も途中で山が崩れ、また、鳥獣被害も発生しており、耕作を続けることが困難であることから、今回、許可を得て杉を植林し、管理しようとするものです。ついては、申請地は周囲を山林等に囲まれ、生産性も低いことから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第110号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第111号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

大隅19号について、12月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、紺垣自治会内の農地です。周囲の状況は、4方を山林に囲まれています。目的実現の確実性は、通帳等の写しが添付されており確実と思われれます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、一体利用の原野を含めた山林を整備する面積が全体で11,169㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思われれます。被害防除は、土留めを設置します。北の畑との間には幅8m、高さ10mの法面があり、更に4m離して植林するもので、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われれます。また、道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は高齢であり、また、周囲を山林に囲まれ、鳥獣被害により耕作できないため山林を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、大隅20号について、12月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、東笠木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が山林、北が畑です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われれます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林を整備する面積が全体で2,824㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思われれます。被害防除は、誓約書が添付されており、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、3方を山林に囲まれており、生産性が低いため山林を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部21号について、12月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、八ヶ代自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が道路を挟んで山林、南が宅地、北が墓地です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書が添付されています。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、全体面積1,767㎡に杉苗木285本を植林済みであり、周囲の状況からみても適当と思われれます。排水等については、雨水は自然流下で適当と思われれます。被害防除は、申請地を現状のまま利用し、緩衝地を設けているため、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。現地調査実施日には原則4mの緩衝地が設けておらず、その場で注意指導させていただき、昨日19日に事務局の○○○○○さんが改めて現地確認したところ4mの緩衝地を設けられて苗木は伐根されておりました。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。植林後1年近く経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

大隅20号について、事務局に伺います。上申書の○○○○○番○の用途変更届は、いつ頃上がってくる予定ですか。

○事務局（○○○○○係長）

上申書につきましては、来月に○○○○○行政書士事務所より上げられる予定です。

○8番委員（○○○○○）

今の上申書の件ですけど、これは、先にこっちを受け付けて、上申書を付ければ後からでも既に転用している所の申請を受け付けるという意味ですよ。実際は、いつも事務局に聞く時は、転用があったらできないというのが原則で、その転用を解消してから何らかのアクションをしなければいけないのに上申書を付ければ、後先関係なくできるということの理解で、例えばさっきの3条で質問し損ねたんですけど、末吉の110も上申書がいるのかなとあったので、ちょっと教えていただきたいんですけど。

思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、建売住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○4番委員 (○○○○○)

末吉53号について、12月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、南法楽寺自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地、西が宅地と畑、南が道を挟んで宅地、北が道を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する全体面積が528㎡であり、一般基準の500㎡を超えていますが、趣味である観葉植物を育てるための温室も整備することから、同種施設の規模状況からみて適当と思えます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除は、申請地の周辺にはブロック塀を設置し、敷地には砂利を敷設します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

末吉54号について、12月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、黒鳥自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑と宅地、北が道を挟んで雑種地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、排水路を整備する全体面積が66㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、今回整備する排水路は暗渠にて整備し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である農業用施設等に該当し、排水路を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○3番委員 (○○○○○)

大隅55号について、12月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、牧自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が山林、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する全体面積が500㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思えます。排水等については、雨水は自然流下により道路側溝へ流入し、汚水、生活排水は合併浄化槽から側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、ブロックを設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○2番委員 (○○○○○)

財部56号について、12月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、ほたるが丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が田、南が宅地、北が道路を挟んで水路と田です。目的実現の確実性は、一般住宅を建築する具体的計画があり、住宅ローンの融資内定通知書の写しが添付されており、資力が確認できることから確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅1棟、カーポートを建築する全体面積が500㎡であり、周辺同種施設の状況からみても適当と思えます。排水等は、合併浄化槽を設置し、雨水は集水枡を設置の上、ともに東側の既存側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、申請地を現状のまま利用し、周辺にはブロック塀を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅1棟とカーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

- 議長（○○○○○会長）
ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
- 5番委員（○○○○○）
大隅55号について、3条で諮っても買われたようですけど、この5条分の500㎡はいくらで買われたのか、分かっていたら教えてください。
- 事務局（○○○○○係長）
全地○○○○○円で購入されております。
- 5番委員（○○○○○）
分かりました。同じような価格ですね。3条で買った値段と大体。
- 議長（○○○○○会長）
よろしいですか。ほかにございませんか。
- 5番委員（○○○○○）
財部56号の残りの234㎡は、何で利用されるか分かっていますか。
- 事務局（○○○○○係長）
残地については、渡人の土地として残りますが、今後、受人が手続きを踏んで、ちょっと造成はしてしまっているんですけど、農地として借り受けしたいという希望がありまして、そういうふうなことで進められるということでした。
- 5番委員（○○○○○）
埋め立てがしてあるみたいですけど、農地として使えるんですか。
- 事務局（○○○○○係長）
現状はシラスですかね、ちょっと造成はしてあるんですけど、ちょっとやはり、耕して野菜とか作れる状態にしないとイケないと思いますので、そこはしてからになると思います。
- 5番委員（○○○○○）
農地の回復の指導をされるということですね。
- 事務局（○○○○○係長）
農地としては、利用はされる予定ですので、そこは話をしたいというふうに思っています。
- 議長（山口裕之会長）
よろしいですか。ほかにございませんか。
(「無し」の声有り)
- 議長（○○○○○会長）
議案第112号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。
(「異議無し」の声有り)
- 議長（○○○○○会長）
御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。
- 議長（○○○○○会長）
次に、議案第113号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉156及び157は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉158は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉159は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部160は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部161は、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。
- 議長（○○○○○会長）
続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。
- 8番委員（○○○○○）
末吉124は打切りでお願いします。
- 1番委員（○○○○○）
末吉125は成立です。
- 9番委員（○○○○○）
末吉126は継続でお願いします。
- 4番委員（○○○○○）

末吉127は打切りでお願いします。

○19番委員 (○○○○○)

大隅128は継続でお願いします。

○2番委員 (○○○○○)

大隅130も継続でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

財部132は打切りでお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部134は継続でお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

末吉135も継続です。

○9番委員 (○○○○○)

末吉136も継続でお願いします。

○10番委員 (○○○○○)

末吉137も継続でお願いします。

○15番委員 (○○○○○)

末吉138も継続でお願いします。

○18番委員 (○○○○○)

末吉139、140も継続でお願いします。

○13番委員 (○○○○○)

大隅141、142も継続でお願いします。

○2番委員 (○○○○○)

大隅143も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部144も継続でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

財部145、146も継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉147、148、149も継続でお願いします。

○14番委員 (○○○○○)

大隅150も継続でお願いします。

○2番委員 (○○○○○)

大隅151も継続でお願いします。

○19番委員 (○○○○○)

大隅152も継続でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

財部153は成立です。

○5番委員 (○○○○○)

財部154、155も継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変、御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願いたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第114号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する再設定6年以上10年未満の財部110を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第114号農用地利用集積計画について、利用権設定は議事参与の制限に該当する1件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、再設定6年以上10年未満の財部110を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満の財部110は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第115号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

○5番委員 (○○○○○)

末吉111号、115号、大隅121号にちょっと問題があるようですが、解決してからのの方が良いんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○事務局 (○○○○○局長)

この3件については、全部効率利用要件に問題があるところですが、受人がその農地を取得する当時、既に無断転用がされていたということのようです。この無断転用の農地については、転用の手続きをするように指導している状況です。

○5番委員 (○○○○○)

さっきの○○○○○委員から言われた上申書と一緒に、どっちを先にするかですよね。その辺の

判断が問題になってくると思うんですけど。それに取得する時、その無断転用の所を何で農地で取得できたか、それもまた変なんですよ。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

恐らく、当時、基盤法での取得ということで現地調査がなかったことが原因だと思われます。今回については、申請人が無断転用したものではないということです。ただ、このままでは問題がありますので、転用手続きを行うように指導を続けていきたいと考えております。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

早急に解決するように指導を徹底していただきたいです。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

今、〇〇〇〇〇委員が言われましたとおり、これが常習化してしまうと困りますので、しっかりとしたそういう対処はしていくように、こっちも努力していきたいです。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第115号農用地利用集積計画について、所有権移転は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第116号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年2月28日始期分を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第116号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年2月28日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第117号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

議案第117号について、御説明いたします。今回再認定の対象件数が12件でございました。そのうち認定が5件、不認定が7件という調査結果となっております。不認定の理由につきましては、備考欄に記載のとおりですので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の説明に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第117号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、報告第12号合意解約等の報告については、議案書の29ページから38ページまでを御覧ください。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

その他で何かありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

12及び1月の行事予定、秘密保持義務、地位を利用した選挙運動の禁止について

○事務局（〇〇〇〇〇次長）

新年会、市長への意見書に対する回答書、太陽光発電施設申請の際の現地調査について

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

1月の現地調査について

○農政課（〇〇〇〇〇）

農地中間管理事業における契約時の注意点について

○議長（〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和6年第12回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。御苦勞様でした。

令和6年12月20日（金） 午前10時25分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員